

『子ども・子育て支援事業計画は』 — 全ての子どもや若者が笑顔輝くために —

須恵町の子ども・子育て支援事業について、所管する子育て支援課と意見交換を行いました。

◆第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画について

須恵町の全ての子どもや若者が自立した個人として健やかに成長し、将来にわたって笑顔輝く幸せな生活を送ることができるよう、計画策定した第3期須恵町子ども・子育て支援事業の所管する施策について説明を受けました。

須恵町の子ども・子育てを取り巻く現状や第3期計画の基本的な考え方など、基本理念である「こどもがまんなか 笑顔輝く 未来へつなぐまちづくり」と定め

基本目標1 こどもの健やかな成長を切れ目なく支えるまちづくり

基本目標2 困難を抱えるこども・若者を支えるまちづくり

基本目標3 こどもや若者、子育て家庭を支える地域づくり

などの事業計画を推進していきます。

本年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。



一時預かり施設の確保が課題です

今後の課題

第3期の計画が始まって、特に、子育て短期事業での子どもや成人、障がいの有無に関係なく、ショートステイなどの一時的預かり先が、少し不足しており、保護者や家族に大きく負担がかかっ

ている現状があります。

今後は、短期宿泊の受け入れ先としてのショートステイなど、一時預かり施設の確保にも注力していきたいと思います。

議会の視点 「多様なニーズを反映させている」

第3期須恵町子ども・子育ての支援計画は従来の未就学児や小学生だけではなく、若者やポスト青年期(30歳から39歳)までの対象を広げている点は、現代社会において多様なニーズを反映させていま

す。また、須恵町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケートやヒヤリング調査の結果を受け、現状の問題や要望を、今後の活動に活かすことがあったと感じました。

第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画
詳しくは、こちら➡



委員会所管事務報告書は、
ホームページで公開しています。



報告書は、こちらから



『債権徴収の一元化は』 — 「債権管理」の現状 —

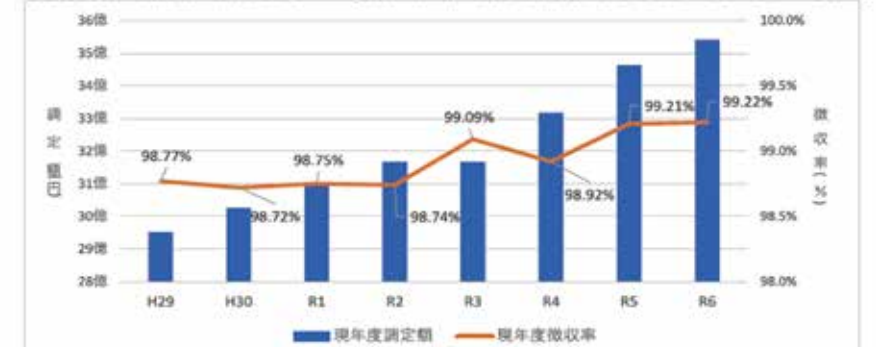
須恵町の「債権管理」の現状について、町税を所管する税務課と意見交換を行いました。

須恵町の「債権管理」の現状を把握するため、本町の歳入の根幹を成す、町税を所管する税務課の業務全般について説明を受けました。

内容は、税務課の徴収体制や町税の概要および、滞納整理や執行停止事務などについて、また、職員の研修状況や*FP相談の現状についてです。

*FP相談=ファイナンシャルプランナー相談

◎現年度分 調定額・徴収率推移 【町税全体(住民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税)】



現年度分徴収率は上昇傾向だが、滞納繰越分徴収率は、近隣町の中でも下位に位置しており、滞納整理の対策が重要です。

今後の課題

徴収率を上げるために財産調査を行い、滞納処分を行っていくとともに、納付困難な場合は、分割納付やFP相談を活用していくとの説明でした。しかし近隣町との比較では、徴収率が高いわけではありません。FP相談も含め困りごと相談など他部署との連

携を深めて行くことが重要と考えます。

また、職員は様々な研修を受けているとのことなので、滞納者が初期段階で、相談しやすい環境作りも必要と考えます。

議会の視点 「債権管理条例の制定も検討するべきでは」

カスハラやクレームなど、重大案件はないとの回答でした。課内ミーティングなどにより、職員間で情報共有がしっかりされている結果といえます。

「債権管理」については、税務課で扱う債権は、町税と国保税であり、国税徴収法等に基づき差し押さえなどの強制徴収ができる自力執行権があるため、法令に基づいて処理を行っています。自力執行権がない債権を所管する部署においては、債権の取り扱

いについて基準を設け、その基準に則って処理を行っていく基準の一元化であれば、債権管理条例の制定も一つの方策と考えますとの税務課の回答を踏まえ、条例の制定について検討していかなければならないと考えます。

また、今後、法改正などで賦課の基準が変わることもあるので、定期的な所管事務調査は行ってきたいと思います。

須恵町では、ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施しています。

詳しくは、こちら➡



委員会所管事務調査報告書は
ホームページで公開しています。



報告書は、こちらから

